

## 行政不服審査会運営規則の改正について

平成30年1月23日

### 1 改正の趣旨、必要性

行政不服審査会運営規則（以下「運営規則」という。）について、諮問事件についての調査審議を進めていく中で、更なる改正事項が生じたことから、運営規則について所要の改正を行うこととする。

### 2 改正箇所

運営規則のうち、以下の点について所要の改正を行う。

#### (1) 諮問書の様式別紙の一部改正（様式第1号の1及び第1号の2関係）

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）43条1項の規定に基づき、審査庁が当審査会に対して諮問を行う場合には、運営規則5条の規定に基づき、同条各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとされているところ、当該諮問書の様式について、以下の2点の改正を行う。

ア 不作為についての審査請求の場合における当初の申請の記号番号の記載の廃止（様式第1号の2関係）

現行の諮問書の様式別紙では、不作為についての審査請求の場合、審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請年月日とともに、当該申請の記号番号の記載を求めているが、当該記号番号は、当審査会が調査審議を行う上で必ずしも必要な情報ではないことから、記載を求めないこととする。

イ 添付書類等の記載順序の変更（様式第1号の1及び第1号の2関係）

現行の諮問書の様式別紙では、諮問書に添付すべき書類について、その根拠となる法及び運営規則の規定順に番号を振って掲げているが、審査庁が当審査会に対して諮問を行う場合には、当該番号順に書類を並べて提出するケースが多いことに鑑み、当該記載順序を、当審査会の調査審議の効率化に資する順番に変更することとする。

#### (2) 主張書面等の写し等の送付に要する費用に係る郵便切手の取扱いの明確化（様式第15号関係）

法78条1項の規定に基づく主張書面等の写し等の交付について、審査請求人等が送付（郵送）を求める場合には、運営規則17条2項の規定に基づき、主張書面等交付実施申出書（様式第17号）を提出する際に、当該送付に要する費用に相当する郵便切手を同封することとされているが、その際、必要額より大きい額の郵便切手が同封された場合の当審査会の対応を明確化することとする。

### 3 改正時期

平成30年1月下旬（予定）